



平成 21 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 西 松 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 石 橋 直
(コード番号 1 8 2 0 東証第一部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 河 埜 祐 一
(TEL. 0 3 - 3 5 0 2 - 0 2 3 2)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第72期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号。以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。
 - ① 決済合理化法附則第6条第1項により、同法の施行日をもって当社の株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議をしたものとみなされておりますので、当該規定を削除するとともに、単元未満株式に係る株券に関する規定および株券喪失登録簿に関する定めについても削除するものであります。(現行定款第7条、第9条第2項、第10条第3項)ただし、株券喪失登録簿については、決済合理化法の施行日の翌日から1年間は株主名簿管理人が株券喪失登録簿に係る事務を取り扱いますので、経過措置として、その旨附則を設けるものであります。
 - ② 決済合理化法附則第2条により、「株券等の保管及び振替に関する法律」(昭和59年法律第30号)が廃止されたことに伴い、「実質株主」および「実質株主名簿」に関する定めを削除するものであります。(現行定款第10条第3項、第12条第1項、第41条)
- (2) 周知性の向上および手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、合わせてやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第5条)
- (3) 株主の皆様の便宜を図るため、単元未満株式の買増制度に関する規定を新たに設けるものであります。(変更案第9条)
- (4) 社外取締役、社外監査役として、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役、社外監査役との間で賠償責任限定契約を締結できる旨の規定を新たに設けるものであります。(変更案第30条、第38条)
なお、変更案第30条の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (5) その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 <u>当会社の公告は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (条文省略)</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第 7 条 <u>当会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 8 条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第 9 条 (条文省略)</p> <p><u>② 当会社は、第 7 条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条～第 4 条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第 5 条 <u>当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 7 条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 8 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第 9 条 <u>当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。ただし、当社が買増請求すべき自己株式を保有していないときはこの限りでない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿ならびに新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。)</u>に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第29条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ <u>当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、<u>当会社においては取扱わない。</u></u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第13条～第18条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第29条 (現行どおり)</p> <p>(<u>社外取締役の責任免除</u>)</p> <p>第30条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 30 条～第 36 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 40 条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 41 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。)に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第 42 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>第 31 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(社外監査役の責任免除)</p> <p>第 38 条 <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 39 条～第 41 条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 42 条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 43 条 当会社の剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(剰余金の配当の除斥期間)</p> <p>第 44 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>第 1 条 <u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備え置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。</u></p> <p>第 2 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)
平成 21 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上